

# 琵琶湖総合保全推進協議会

## 規 約

### 第1条 趣旨

琵琶湖の総合的な保全を円滑に実施するため、琵琶湖総合保全推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 第2条 所掌

協議会は、以下の事項を所掌する。

1. 琵琶湖の総合的な保全のための計画調査の成果等に基づく施策の実施に関する連絡調整
2. 琵琶湖の総合的な保全の実施に関する情報・意見の交換

### 第3条 構成

協議会の構成は、別紙の通りとする。

### 第4条 座長及び副座長

1. 座長及び副座長は、構成員の互選により定める。
2. 座長及び副座長は、概ね1年ごとに互選する。

### 第5条 幹事会

1. 協議会に幹事会を置くこととする。
2. 幹事会の構成は、別紙の通りとする。なお、必要に応じて、オブザーバーを選任することができる。
3. 座長機関の幹事を、幹事会の座長とする。

### 第6条 部会

協議会の所掌に則り、必要に応じて部会を設置することができる。

### 第7条 事務

協議会の事務は、座長機関において処理する。

### 第8条 その他

この規約に定めるものの他、協議会に必要な事項は、その都度、協議会あるいは幹事会に諮り、委員あるいは幹事の合意によって定めることとする。

平成11年 7月21日制定

平成13年10月 9日改正

平成18年 8月 1日改正

別紙 協議会及び幹事会の構成

組織	委員	幹事
農林水産省 近畿農政局	局長	農村計画部長
林野庁 近畿中国森林管理局	局長	計画部長
国土交通省 近畿地方整備局	局長	建政部長 河川部長
環境省 近畿地方環境事務所	所長	環境対策課長
大阪府	政策企画部長	企画室副理事 (都市再生・水資源担当)
兵庫県	県民政策部長	県民政策部政策局ビジョン課長
京都府	企画環境部長	企画環境部企画総務課 事業推進室長
滋賀県	琵琶湖環境部 長	琵琶湖環境部管理監
大阪市	計画調整局長	計画部広域圏計画担当課長
神戸市	企画調整局長	企画調整部総合計画課長
京都市	総合企画局長	政策推進室政策企画課長